

和歌山県新宮・東牟婁地域雇用開発計画

平成29年2月

和歌山県

## 目 次

1	雇用開発促進地域の区域	1
(1)	対象区域	1
(2)	地域の概況	2
(3)	地域要件	3
2	雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	4
3	雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項	7
4	雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項	8
(1)	地域雇用開発の促進のための措置	8
イ	新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項	8
ロ	職業能力開発の推進に関する事項	8
(2)	地域雇用開発の促進に資する都道府県の取り組み	9
5	計画期間に関する事項	10

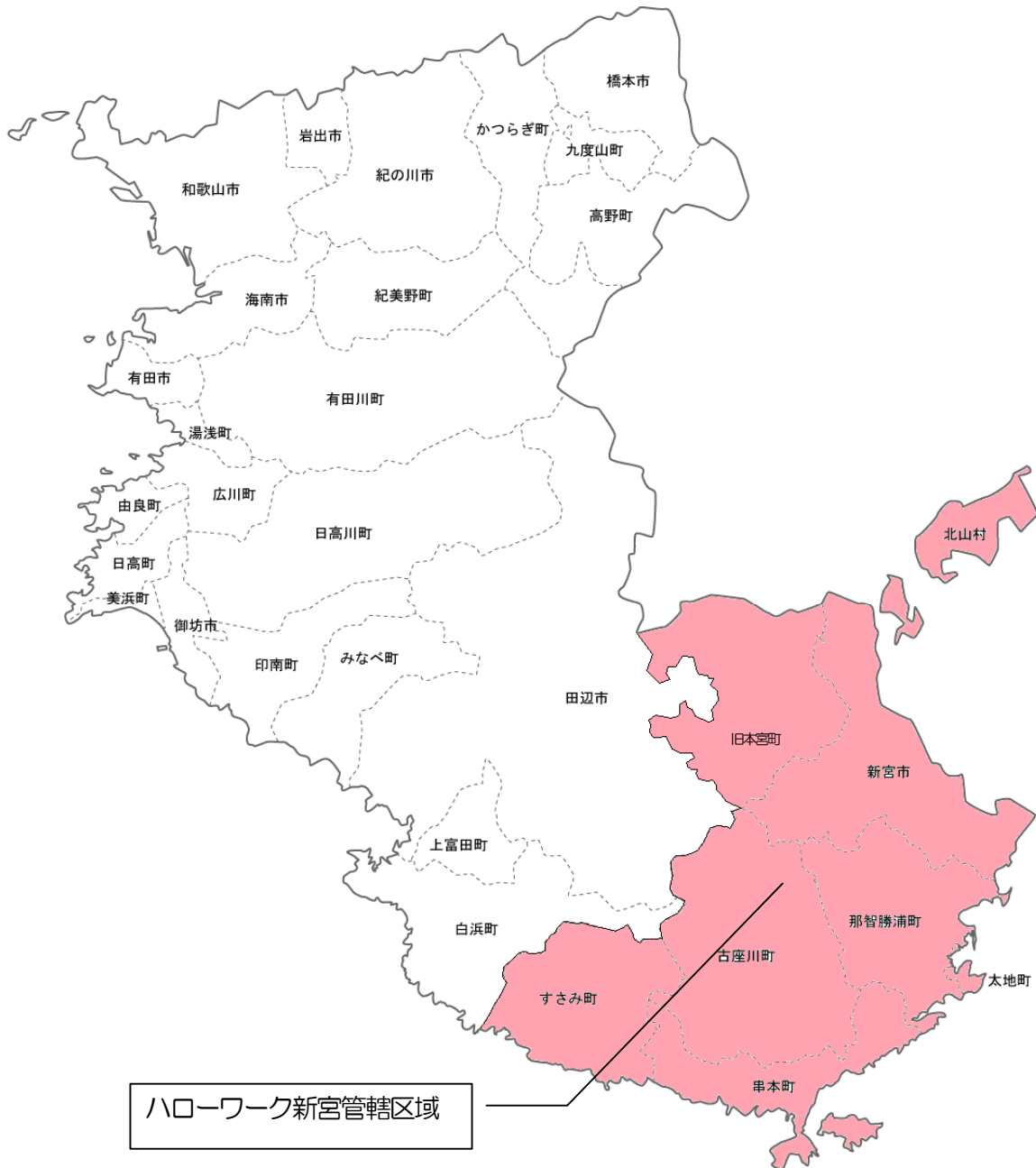
# 和歌山県新宮・東牟婁地域雇用開発計画

## 1 雇用開発促進地域の区域

(1) 新宮・東牟婁地域雇用開発促進地域の区域は次のとおりとする。

### ○ ハローワーク新宮管轄区域

新宮市、西牟婁郡（すさみ町）、東牟婁郡（那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町）の1市5町1村（田辺市に含まれる旧本宮町を含む）



## (2) 地域の概況

### 〔位置・地勢〕

当地域は紀伊半島の南東部に位置しており、北は奈良県、東は三重県、西は和歌山県西牟婁郡に接している。海岸線は太平洋に面し、リアス式の長い海岸線が続いている。

面積は1,300.97km<sup>2</sup>で県全体の27.5%を占めているが、その多くは山地・丘陵地であり平野部は少ない。

### 〔人口〕

当地域の人口は74,864名（平成27年国勢調査）であり、県全体の7.8%に相当する。若年層の流出と少子高齢化による過疎化が進み、平成22年と比べると6,767名（8.2%）の減少となっている。

### 〔交通〕

幹線道路である国道42号は地域の海岸沿いを走り、和歌山市方面から当地域を経て三重県とを結ぶ基幹道路である。このほか、地域内を横断し田辺方面から来る国道311号に繋がる国道168号等、国道・県道等による幹線道路網が形成され地域内外を結んでいる。

また、平成27年9月に那智勝浦、新宮間を結ぶ那智勝浦新宮道路の全面共用が開始され、平成26年4月からすさみ、串本間を結ぶすさみ串本道路が事業化されており、南海トラフ地震に備えた国道42号の代替路の整備も進んでいる。

鉄道はJR紀勢本線が国道42号と同じく海岸線を走っており、大阪・京都及び名古屋方面の都市部間を結んでいる。

港湾は、新宮港等の地方港湾があり、木材保管や貨物輸送・漁業等に供用されている。

### 〔産業〕

当地域の労働力人口は32,978人（平成27年国勢調査）で、そのうち就業人口は31,404人である。産業別の就業者の比率は、第1次産業5.6%、第2次産業15.1%、第3次産業77.9%であり、県全域と比較すると、第1次産業、第2次産業の比率が低く、第3次産業の比率が高い就業構成となっている。

#### 産業別就業者数

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
当地域	1,744	4,754	24,463	443	31,404
	5.6%	15.1%	77.9%	1.4%	100.0%
県全域	8.8%	21.7%	66.7%	2.8%	100.0%

出典：平成27年国勢調査

### (3) 地域要件

雇用開発促進地域の地域要件については、次のいずれにも該当すると認められる。

#### イ 自然経済的社会的一体性

ハローワーク新宮の管轄区域は冒頭掲載の地図のとおりであり、地理的に分断されておらず連続性を有しており、新宮市を中心として経済的社会的にも一体性が強いといえる。

#### ロ 地域の労働力人口に対する一般求職者の割合

平成22年度の国勢調査における地域の労働力人口に対する3年間における一般有効求職者数の月平均値の割合（3.3%）は、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合（3.1%）以上であり要件を満たしている。

	労働力人口	一般有効求職者数 (月平均)	月平均値の割合 (%)
新宮・東牟婁	36,079	1,201	3.3
全国	63,699,101	1,979,203	3.1

出典：和歌山労働局

#### ハ 地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率

最近3年間及び最近1年間における当地域の有効求人倍率は下表のとおりとなっており、最近1年間における常用有効求人倍率が全国の有効求人倍率の基準値以下であり、要件を満たしている。

		有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率	有効求人倍率(全国)	基準値
一 般	平成26年	14,526	17,208	1.18	1.09	—
	平成27年	14,491	15,146	1.05	1.20	—
	平成28年	14,225	15,940	1.12	1.36	0.91
	3年間平均	—	—	1.12	1.22	0.81
常 用	平成26年	9,162	8,085	0.88	0.89	—
	平成27年	9,053	6,840	0.76	0.98	—
	平成28年	8,639	6,324	0.73	1.11	0.74
	3年間平均	—	—	0.79	0.99	0.67

出典：和歌山労働局

## 二 地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要性

当地域のサービス業や建設業をはじめとする産業は、中小零細規模の経営体が多く、地域の求職者数を満たす良質な雇用の場が提供できない状況にある。

このような状況を放置した場合、地域の雇用問題はさらに深刻化するとともに、地域間の雇用機会の不均衡が益々拡大していく恐れがある。

そのため、当地域においては、関係者の創意の発揮と積極的な努力により、雇用機会の創出を通じ、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供する必要がある。その一環として、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる。

## 2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

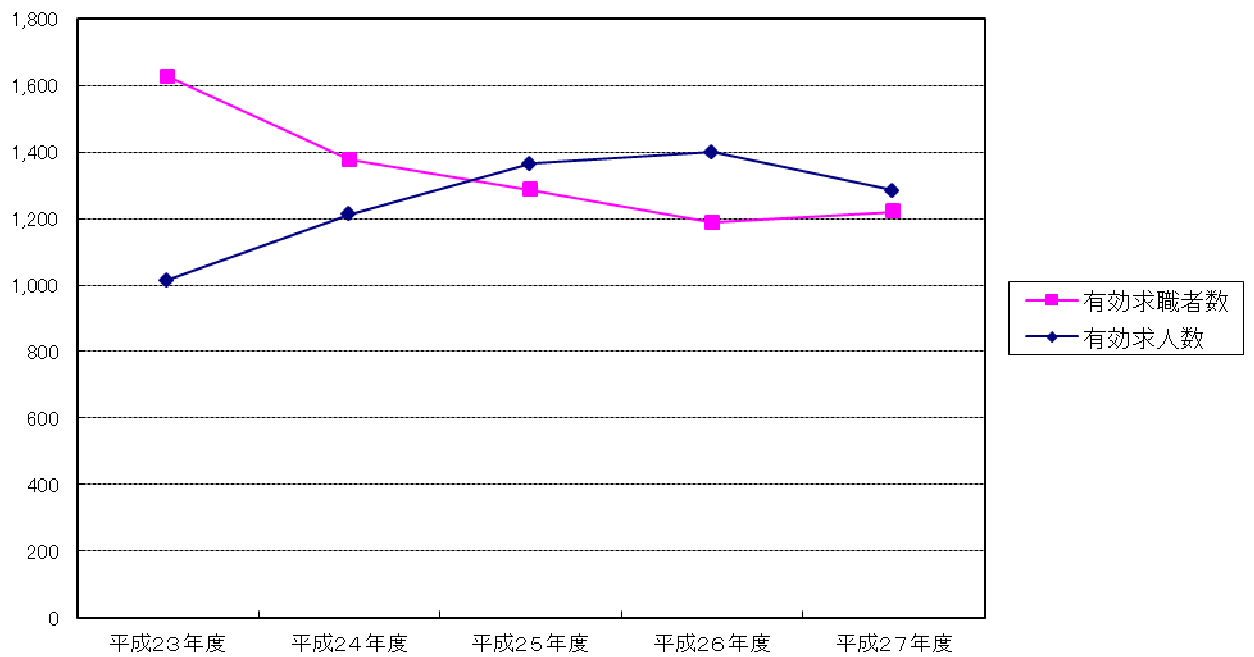
当地域の主な産業は、観光産業、水産加工、木材などであり、上質な紀州材の産地である。

新宮・東牟婁地域における労働力の需給状況を平成23年度から平成27年度の期間でみると、有効求人数は平成26年度まで増加していたが、平成27年度は減少し、前年度と比較して8.2%の減となった。一方、有効求職者は平成23年度以降緩やかに減少していたが、平成27年度は、前年と比較し微増となった。その結果、有効求人倍率が平成27年度には、全国、県の倍率を下回った数値となっている。

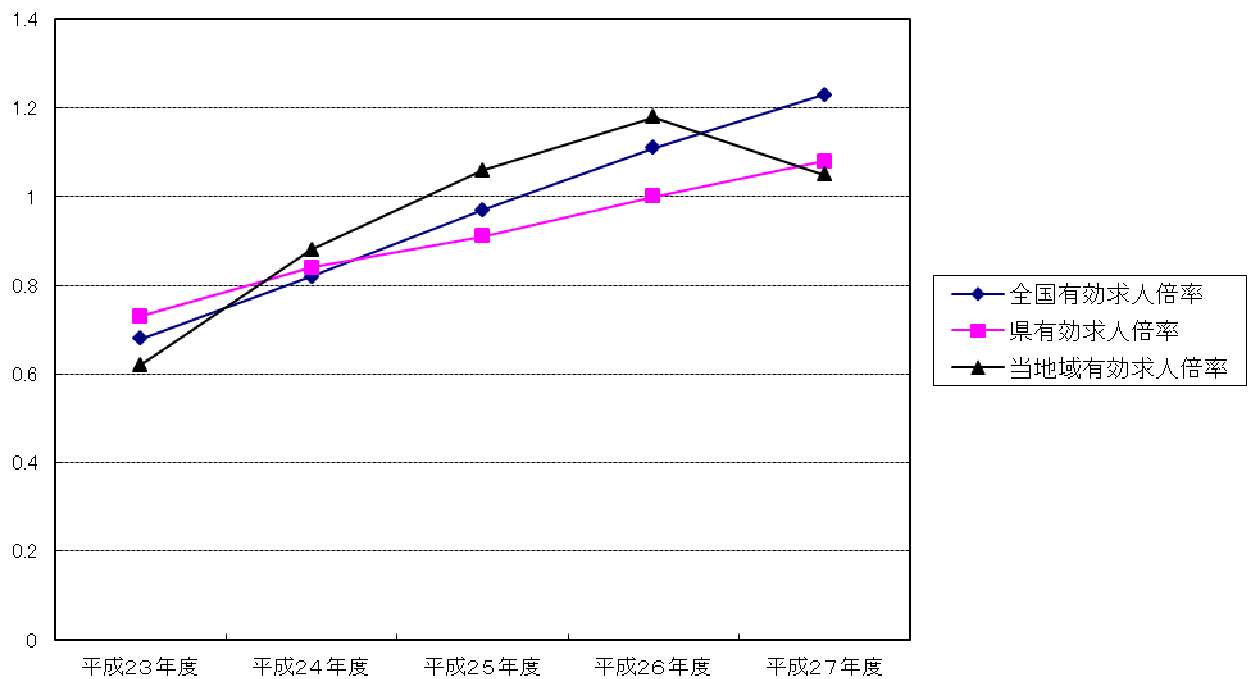
有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率（いずれもパートタイムを含む）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有効求人数（月平均）	1,015	1,213	1,365	1,400	1,285
有効求職者数（月平均）	1,627	1,377	1,286	1,189	1,221
当地域有効求人倍率	0.62	0.88	1.06	1.18	1.05
全国有効求人倍率	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23
県有効求人倍率	0.73	0.84	0.91	1.00	1.08

有効求職者数・有効求人数(月平均)



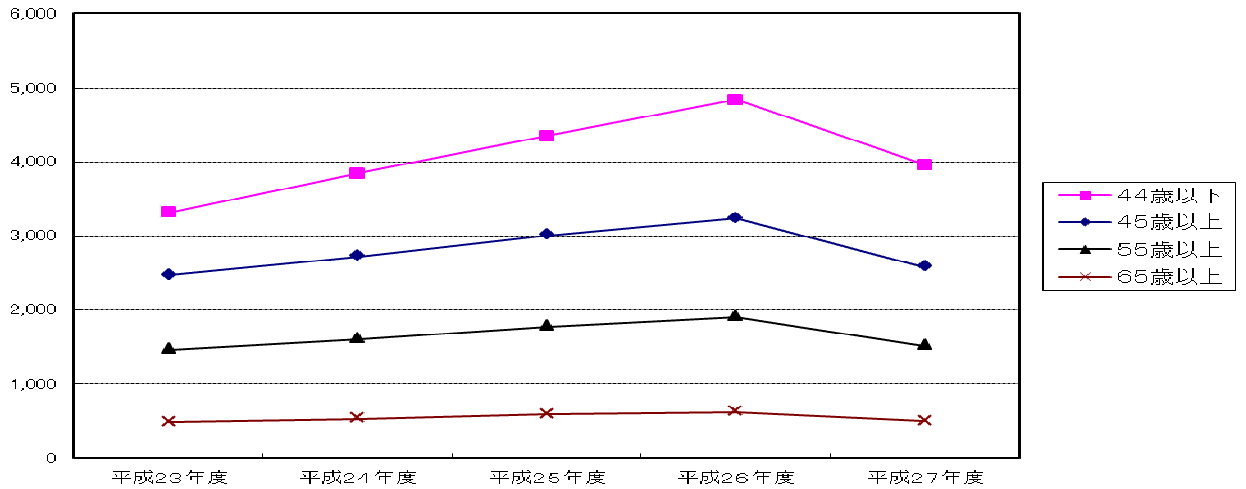
有効求人倍率(全国、和歌山県、新宮・東牟婁地域)



出典：和歌山労働局

年齢別月間有効求人数は、各年齢層とも平成26年度まで増加してきたが、平成27年度は減少している。

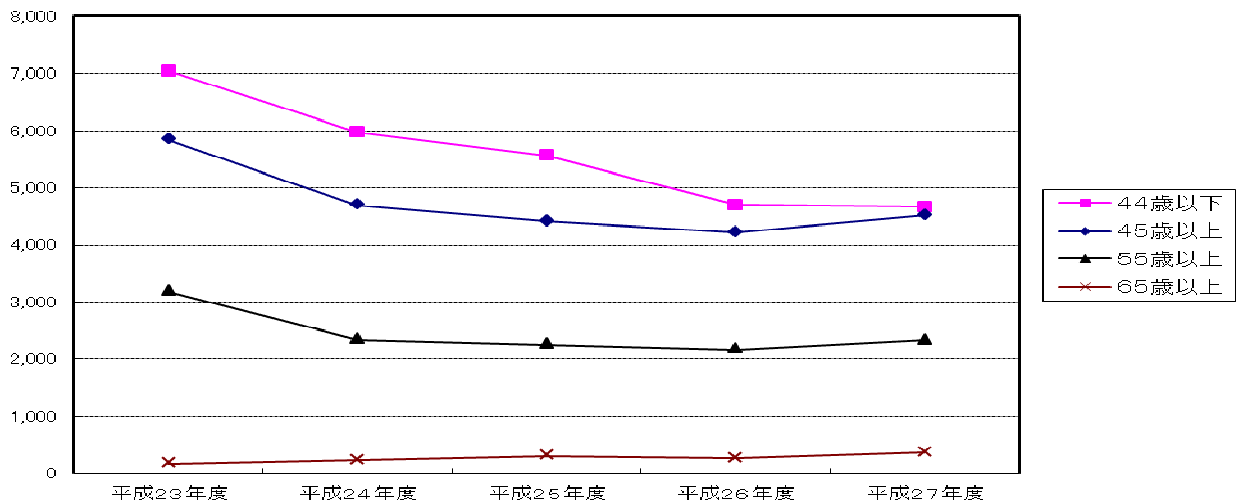
年齢別月間有効求人数(パートタイムを除く)



出典：和歌山労働局

年齢別月間有効求職者数は、平成26年度までは、65歳以上の年齢層は、一貫して増加しているものの、それ以外の年齢層では減少してきた。しかし、平成27年度は45歳以上のすべての年齢層で増加に転じている。

年齢別月間有効求職者数(パートタイムを除く)

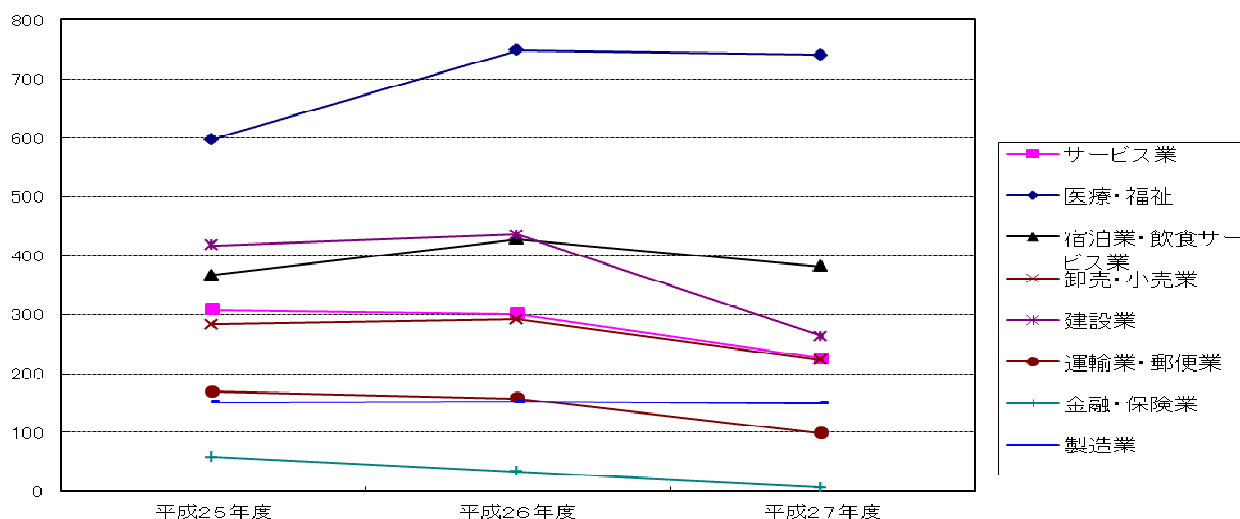


出典：和歌山労働局



主な産業別の新規求人数をみてみると、サービス業、建設業、運輸業・郵便業での減少が著しい。医療・福祉は、平成25年度から平成26年度にかけて増加しているものの平成27年度には、前年度と比較して減少したことから、主な産業すべてにおいて減少している。

産業別新規求人数(パートタイムを除く)



出典：和歌山労働局

### 3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

当地域における平成27年度末における雇用保険適用事業所数は、1,615事業所、雇用保険被保険者数は、13,629人で、1事業所当たり被保険者数は8.4人と県全体の13.6人と比較しても少なく、一度に大量の雇用は生じにくい状況にある。

しかし、昨年6月に策定した「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において5年間で4,000人の雇用の場を確保し、新産業の創出に伴い新規雇用を2,500人創出することを目標に今後施策を実施していくこととしており、雇用創出の施策の効果を見込んだ上で、平成27年度末における県全体に対する当地域の雇用保険被保険者数の割合(5.9%)と地域雇用開発助成金を活用した前回の雇用実績(56名)を勘案し、合計60名の新規雇用を創出することを目標とする。

#### 雇用保険適用事業所・保険者数

		24年度末時点	25年度末時点	26年度末時点	27年度末時点
新宮	雇用保険適用事業所数	1,641	1,643	1,633	1,615
	雇用保険被保険者数	13,357	13,531	13,655	13,629
	1事業所当たりの被保険者数	8.1	8.2	8.4	8.4
県全体	雇用保険適用事業所数	16,597	16,656	16,750	16,930
	雇用保険被保険者数	225,137	218,608	228,069	230,214
	1事業所当たりの被保険者数	13.6	13.1	13.6	13.6

出典：和歌山労働局

#### 4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

##### (1) 地域雇用開発の促進のための措置

##### イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

###### ① 各種助成

当計画地域内において、事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用する事業主に対する『地域雇用開発助成金』制度を活用し、地域の雇用機会創出の促進に努める。

また、地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について周知徹底を図り、当該措置の積極的な活用が図られるように努める。

###### ② 企業誘致

企業立地促進法に基づき平成26年4月に国の同意を受けた基本計画「紀中・紀南地域基本計画」を推進することで地域資源活用型産業、情報通信関連産業、エネルギー・環境関連産業、バイオ・食品関連産業、医療福祉関連事業の集積を目指す。

企業立地促進のために県・市町村が設けている各種支援制度としては、雇用奨励金等の奨励金制度、貸付金制度、税の減免措置等があり、今後も引き続き、PR活動や誘致活動等を積極的に展開し、県外からの誘致及び県内企業の拡張移転を促進することで雇用機会の拡大を図る。

###### ③ 「わかやま企業成長戦略事業」の推進

元気で頑張る企業（やる気のある企業）を掘り起こし、その積極的な活動を県及び産業支援機関が一体となって支援することにより、経営革新や新事業の創出（第二創業）を推進し、経済の活性化と雇用の創出につなげる。

###### ④ 新技術創出の推進

「和歌山県新技術創出推進条例」に基づき平成27年10月に策定した「第二次和歌山県産業技術基本計画」を踏まえ、卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を図る。

##### ロ 職業能力開発の推進に関する事項

###### ① 委託訓練事業

民間教育機関を活用し、離職者等を対象に介護・IT関連分野等を中心とした職業訓練を実施し、早期就職に結びつける。

② わかやま産業を支える人づくりプロジェクトの事業

県内のものづくり企業の成長を支える人材の育成を目指して、平成24年度から実施している地元企業と連携した講師・技術者の派遣や生徒の企業研修などの事業を、平成27年度から当地域の高校等へも拡大して実施している。また、県内企業の情報収集・発信、インターシップ事業、Uターン就職セミナー等を実施し、大学生等の県内就職の促進を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する都道府県の取り組み

① 多くの求人企業と求職者が出会い情報交換を行う場として、県内外において「企業合同面談会」を関係機関と連携して開催する。

② 若年者や女性等の再就職希望者の就職促進を目的に、就職に関するサービスを1ヶ所でまとめて受けられる「ジョブカフェわかやま」を和歌山市に設置し、岩出市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、串本町においては「ジョブカフェわかやま」による出前就職支援を行う。

また、遠方の方のために「メール相談」も実施する。

③ 就職を希望する障害者や在職中の障害者に対する就業支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を新宮市に設置し、障害者の就業及び生活支援を行う。

④ 和歌山県のまち・ひと・しごと創生総合戦略において重点支援する成長戦略分野及び日用品関連分野の企業に対し、事業拡大や人材育成の支援を行い、新たな雇用の創出を図る。

⑤ 創業気運の醸成や人脈形成、販路開拓、資金調達など官民一体となった支援体制を強化し、創業をめざす新たな担い手の発掘から事業の発展段階に至るまで、段階に応じた切れ目のない支援を行う。

⑥ 高野・熊野の世界遺産やラムサール条約に登録された串本の海域、体験観光を本県の主要な観光資源として全国に認知させ、修学旅行生等の顧客層を開拓するとともに、和歌山県の魅力を海外へもPRすることで観光振興を図る。

⑦ 地域の農産物、水産物、加工食品のブランド力アップ、消費拡大による産地振興を図るため、国内外への販路開拓やPRに取り組む。

- ⑧ 田舎暮らしに関心のある都市住民に向けて、「和歌山での田舎暮らし」を提案し、UUターン者を呼び込むことで農山漁村地域に新しい需要を生み出し、過疎化や高齢化が進む農山村地域の活性化を図る。
- ⑨ 今後高いニーズが見込まれる先駆的産業分野において、新技術の創出と実用化を図るため、県内企業等が取り組む研究開発の支援を行う。
- ⑩ ものづくりに詳しい先進企業OBで構成されたアドバイザーを県内中小企業に派遣し、技術改善、生産管理等の総合的なアドバイスを行うことにより、県内中小企業の活性化を図る。
- ⑪ プロフェッショナル人材戦略拠点を設置して地域企業に対し成長可能性への気づきを喚起するとともに、それを実践する人材の活用を促し人材採用の支援を行う。

## 5 計画期間に関する事項

計画期間については、厚生労働大臣の同意のあった日から3年間とする。

## 用語説明

### ○ 第1次産業

第1次産業には、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類され、「農業、林業」、「漁業」が該当します。

### ○ 第2次産業

第2次産業には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「建設業」が該当します。

### ○ 第3次産業

第3次産業には、第1次産業、第2次産業以外の産業が分類され、「卸売業、小売業」「医療、福祉」等が該当します。

### ○ 労働力人口

生産年齢人口（労働に適する年齢すなわち満15歳以上の人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の人数をいいます。就業者と完全失業者の合計数です。

### ○ 一般有効求人数

前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいいます）と当月の「新規求人数」の合計数（新規学卒者を除き、パートや臨時を含みます）。

### ○ 常用有効求人数

一般有効求人数からパートや臨時の求人数を除いた数字です。

### ○ 一般有効求職者数

前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいいます）と当月の「新規求職申込件数」の合計数（新規学卒者を除き、パートや臨時を含みます）。

### ○ 常用有効求職者数

一般有効求職者数からパートや臨時の求職者を除いた人数です。

### ○ 一般有効求人倍率

一般有効求職者数に対する一般有効求人数の割合のことです。

○ 常用有効求人倍率

常用有効求職者数に対する常用有効求人数の割合のことです。

○ 月間有効求人数

前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいいます）と当月の「新規求人数」の合計数。

○ 月間有効求職者数

前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいいます）と当月の「新規求職申込件数」の合計数。

○ 新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数です。

○ 地域雇用開発助成金

【地域雇用開発奨励金】

同意雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数〔3人（創業事業主は2人）以上〕及び設置・整備費用（300万円以上）に応じて一定額が国から支給されます。

- ・奨励金：50万円から800万円
- ・期 間：3年

助成金に関する問い合わせは、和歌山労働局 職業対策課（TEL073-488-1161）または各管轄ハローワークにお願いします。